

令和7年4月10日

保護者様

朝来市立和田山中学校
校長 小西 浩司

大地震等における生徒の安全確保と引き渡しについて

本校では、大地震に備え、生徒の生命・安全を最優先に考え、安全対策について下記のように対処致しますので、ご承知いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

【適用】

この規定は、和田山中学校区において「震度5弱以上」の地震発生時およびそれに類する大規模な災害発生時に適用します。

【内容】

朝来市を含む地域に震度5弱以上の地震が発生した場合、教育活動を中断し、原則として次のように対応します。

地震発生時	対応のルール
在校中	生徒を校地内の安全性の高い場所に避難させ、保護者が引き取りに来られるまで生徒を学校に待機させます。
登校前	自宅または避難場所での待機とします。

参照：文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波災害等）作成の手引き」

※登下校時の場合は、安全な場所に一時避難してから、学校・自宅の近い方に避難させてください。

※震度4以下の地震が発生した場合は、通常どおりの教育活動を行うことを基本とします。
在宅中の場合は、通学路の安全を確認したうえで登校させてください。

【生徒の引き渡し方法】

- ア 生徒を校地内の安全性の高い場所に避難させ、保護者（引き取り者）の引き取りを待たせます。（場所については、一斉メール配信などを使用して発信します。）
- イ 保護者（引き取り者）が引き取りに来られたら、担任は保護者（引き取り者）に署名をしていただいた後に、生徒を直接引き渡します。
- ウ 保護者以外の方が引き取りに来られる場合は、事前に学校に連絡をお願いいたします。

【避難所開設と教育活動再開について】

本校は、駅北地区の指定緊急避難場所（一次避難所）及び、柳原地区の指定避難所（二次避難所）に指定されており、緊急時には、避難所を開設することになります。

そうした中、学校は避難者の救援・救助等の避難所運営とともに被害の状況の把握、校地内・周辺地域・通学路等の安全確認を行った上で、教育活動が再開できるかどうかを判断します。その際は、学校から連絡をします。